



ル 4  
4599  
5



平

三  
嶋  
勝  
覽

附遺記  
神宮雜記

寺

門 4  
號 4599  
卷 5

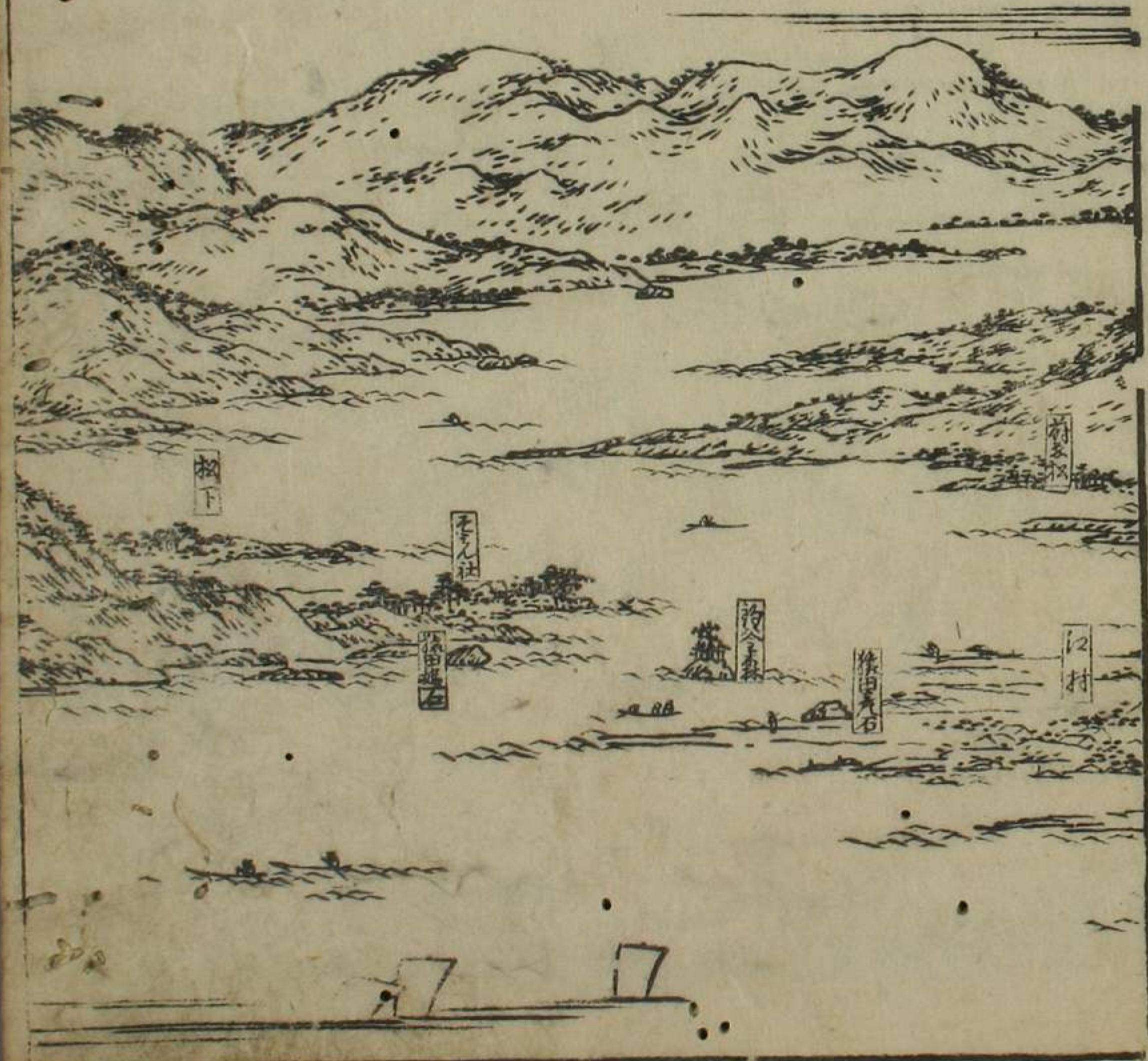
早稻田大學圖書館  
藏 35.1.28 號  
藏 書

嶼島巡見

山水の癖と痛  
 山人の心と神  
 俗務の成こそ見  
 然るにや元より  
 ありて名をん不  
 多しげまたうい  
 ぞ傍らみ兼三位の  
 三つり又も日とん  
 と派せりかそのと  
 又さうあわれなる地  
 とてしくはけきけ  
 のよ梅としそりく  
 炭石のうけるは  
 かりしてん  
 さくらん中



とてくをきをりとし  
 うこそ世の人心か  
 れとつ徳島の葉  
 らくた時葉の葉の根  
 得やそれをはつり  
 波かきた唐土の石  
 とのあいのまはよ  
 三つり等  
 さくらん中

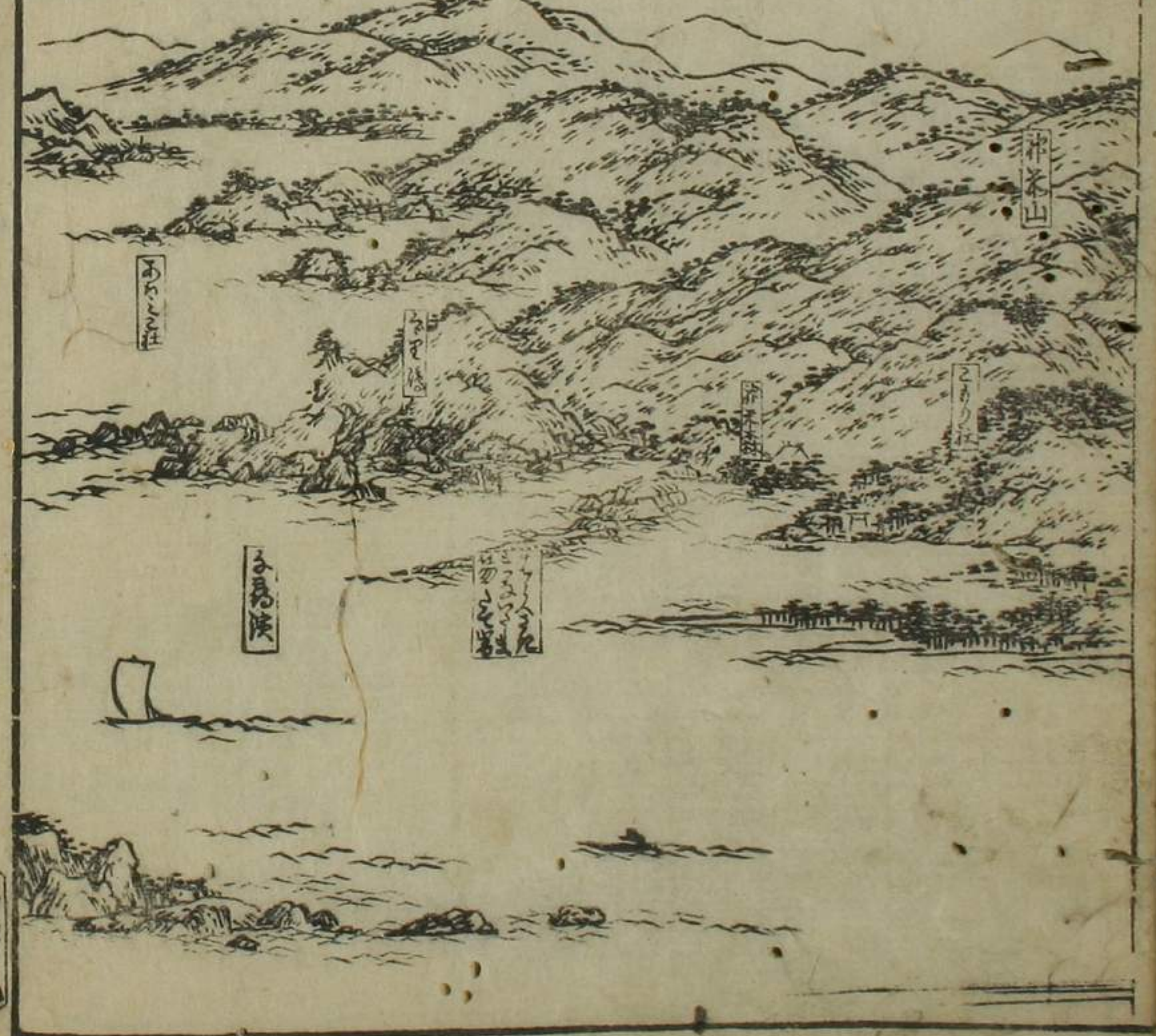


所名

諸母村神社 松平村海邊に  
あり 神聖なる神の御霊内宮格社  
十八年の一かきり

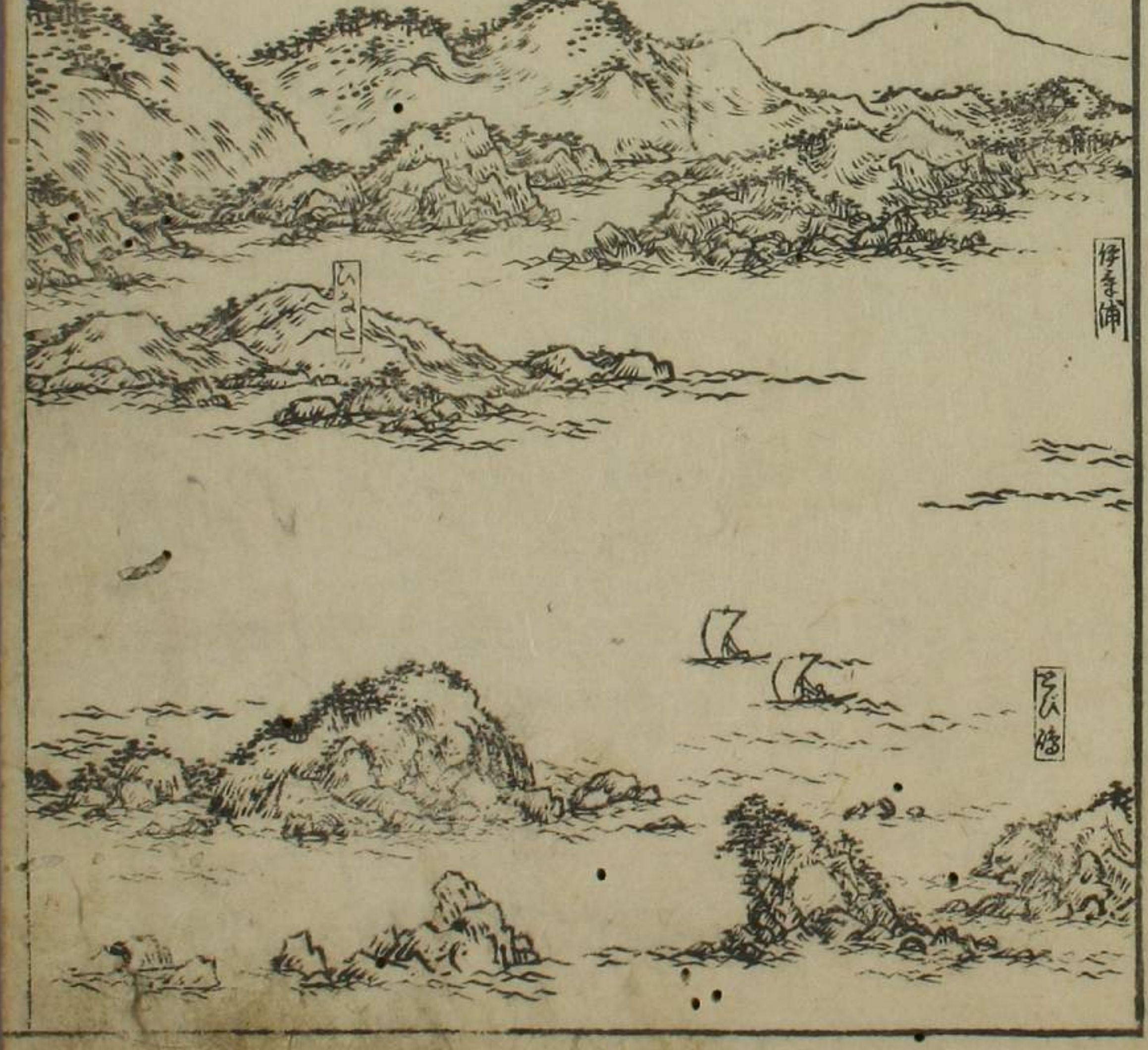
神崎山 松平村の後の山にあり  
いせ元西の法師の  
作りたる安楽宮と云ふ人  
あつて連なるに作りし時  
海辺の落葉と云ふを  
然をゆく神崎のりきとて  
あはれまはるのりか

神系神社 依武社と團生社  
世元日荒茶場令知地と神  
と云ふ地を二の瀬と云ふ  
六月十八日内宮の神人十人  
渡出の儀ありし時には  
水を飲む初瀬青山大の寺の  
ふりて海舟の水  
後修 荒修の尾先神へま丁



所名

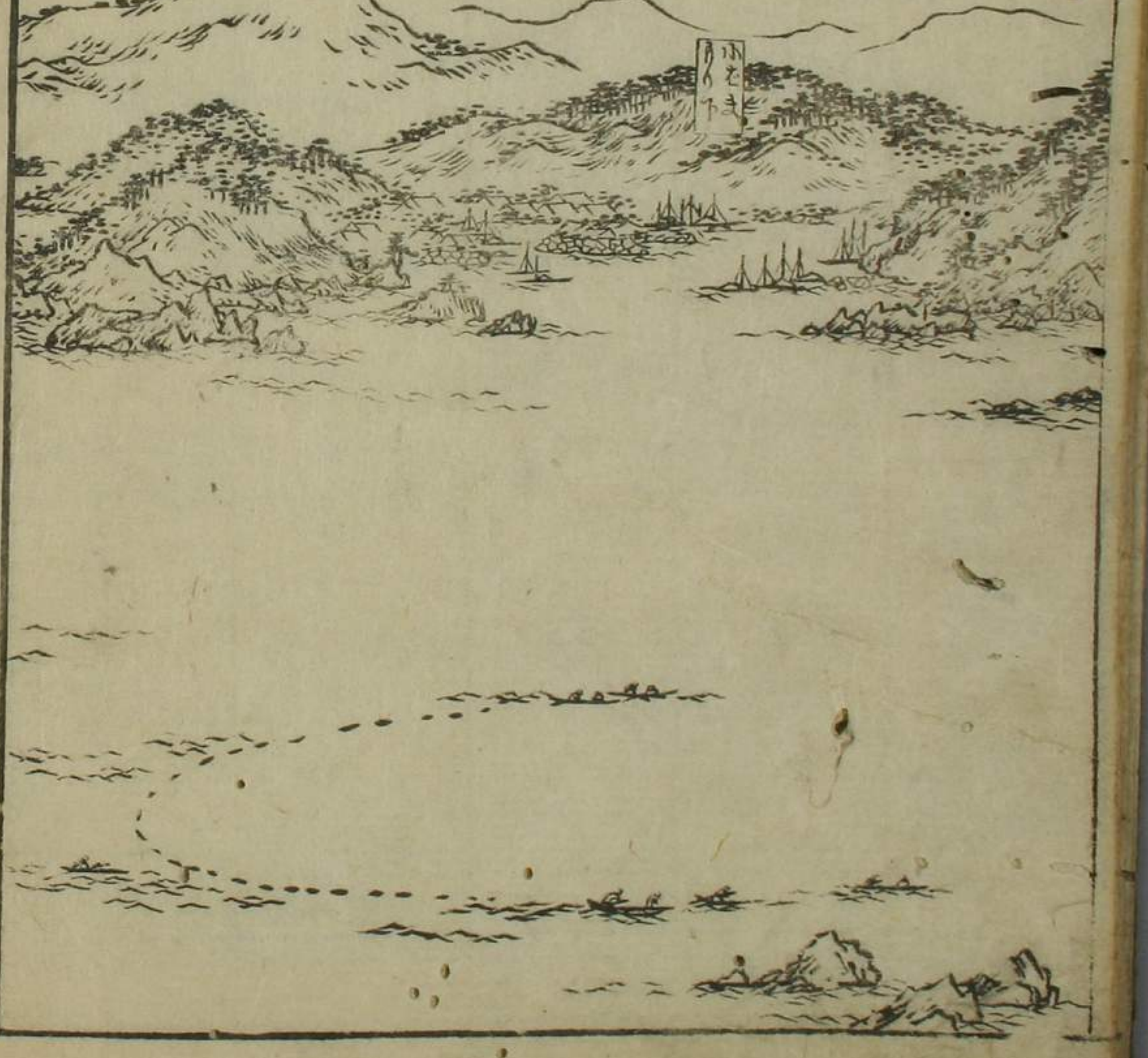
はき出る平なる大岩之俗  
組松邊組板岩神聖なる  
備治より久しと六月十八日  
内宮の神人十人御執事乃  
破菓を名甚うて久  
け色一守り田村若のつと  
不川例あり  
易立石 右の傍ありて神人  
の勢と仰く不あり  
潜島 岩の屋をたたり  
と云ふ岩に大なる洞窟  
ありてぬるを云ふ  
子見の濱 子見の海と云  
神修潜島の辺と云  
いこの海をのほひら  
今もこの海ありて  
伊予浦 今もこの海ありて  
の内宮松平村のあり



所名

ての中へ海へ入るは中  
 の船其の船の意集り  
 ありては修き浦の女と云  
 う松月(月)海(海)の月(月)無(無)美(美)亦  
 松(松)つて修(修)き浦(浦)風(風)と云(云)は  
 今(今)は(は)中(中)に(に)入(入)る(る)は(は)修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)  
 粟(粟)留(留)子(子)社(社) 修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)と(と)  
 松(松)津(津)子(子)社(社) 松(松)津(津)子(子)社(社)と(と)  
 松(松)津(津)子(子)社(社) 松(松)津(津)子(子)社(社)と(と)  
 松(松)津(津)子(子)社(社) 松(松)津(津)子(子)社(社)と(と)  
 松(松)津(津)子(子)社(社) 松(松)津(津)子(子)社(社)と(と)

所波良は修 俗に修き浦と云  
 浦(浦)の(の)心(心)と(と)云(云)は(は)修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)  
 七(七)の(の)心(心)を(を)あ(あ)わ(わ)け(け)と(と)云(云)  
 其(其)の(の)意(意)を(を)本(本)の(の)意(意)と(と)云(云)  
 是(是)を(を)も(も)い(い)は(は)し(し)と(と)云(云) 誓(誓)海(海)津(津)  
 船(船)子(子)の(の)心(心)  
 舟(舟)の(の)心(心)と(と)云(云)は(は)修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)  
 舟(舟)の(の)心(心)と(と)云(云)は(は)修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)



津島 といひ修き浦の心と云  
 津(津)島(島) 津(津)島(島)と(と)云(云)は(は)修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)  
 長(長)き(き)は(は)い(い)れ(れ)も(も)人(人)あ(あ)わ(わ)り(り)て  
 操(操)師(師)と(と)り(り)修(修)中(中)の(の)洞(洞)窟(窟)修(修)良(良)  
 子(子)の(の)心(心)と(と)云(云)は(は)修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)  
 入(入)る(る)は(は)修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)  
 舟(舟)の(の)心(心)と(と)云(云)は(は)修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)

有瀧 由曾津 修三  
 有(有)瀧(瀧) 由(由)曾(曾)津(津) 修(修)三(三)  
 小(小)湫(湫) 人(人)家(家)十(十)軒(軒)余(余)あり(あり)大(大)松(松)  
 小(小)湫(湫) 人(人)家(家)十(十)軒(軒)余(余)あり(あり)大(大)松(松)  
 津(津)流(流) 津(津)流(流)と(と)云(云)は(は)修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)  
 津(津)流(流) 津(津)流(流)と(と)云(云)は(は)修(修)き(き)浦(浦)の(の)心(心)









神酒北击 右國の神酒 雜糈糈 酒のまじり  
生言の世道 生言の世道 雑糈糈 酒のまじり  
十六日の平且且宮中へ入命婦女孺子と拜禮の式あり五節の奉りあるを奉りて  
奉りて

○神嘗祭 九月外宮十六日 神嘗と其奉の勅教を神祇に供する所  
内宮十七日 神嘗と其奉の勅教を神祇に供する所

○神代卷 天皇大神新嘗にじりてこれの内裏の新嘗會は日ト

朝庭より幣帛 内宮神一疋 西面一疋 深紫綾 浅紫綾 緋綾 中緑

綾 白綾一疋 別宮一合 唐織あり 御衣三疋 是の添置八月封戸の調子に依りて

調子糸緒 百三十疋一丈二寸西宮別宮に配りて此の幣の緒は門帳の緒の糸緒に依りて

右添置大内人各服袴を著る左右より宮司中より次は臣部幣を掛け次は

馬次は臣の中臣次は臣の王内院の版位に依りて臣の中臣祝詞と申し又神嘗の儀

祝詞宣ふ此余の儀は月次あり日トくく収りて

○右の三祭を三時の終り又三節の終りて

○風日祈 毎年七月内人これ風日の宮に依りて拍流一の神に

○祈年祭 毎年二月は神祇を歳の時令暇度うく其方祀を祈るなり

○山日祭 毎年二月は神祇を歳の時令暇度うく其方祀を祈るなり

○山口祭 毎年二月は神祇を歳の時令暇度うく其方祀を祈るなり

○幣帛使の奉り 續日本紀天武天皇天武天皇元多々侍勢者神嘗に幣帛使を制せり詔して

今より以後中臣部臣を著して他姓の人と別ありしを得されと令し終りて

幣帛を以て神祇と祭るなり

○兵部使の奉り 續日本紀天武天皇八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

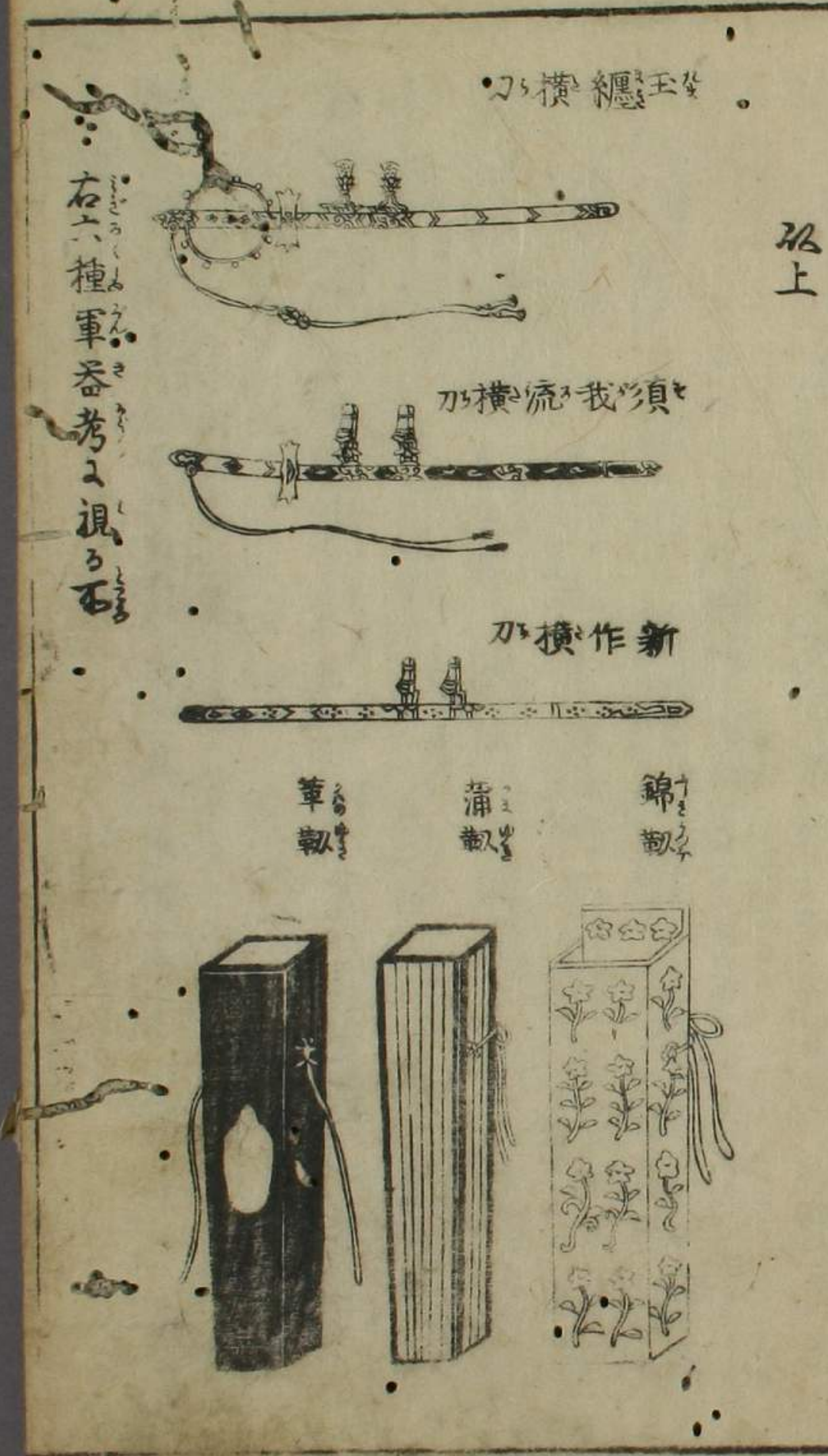
右に天皇廿七年秋八月朔宮に令して兵部を以て神幣とせんとし

神宝廿一種  
 神宝廿一種の御用  
 一、御用金綱多二基  
 二、御用金綱加世比二枚  
 三、御用金綱麻笈二合  
 四、御用金綱樽二枚  
 五、御用金綱揉刀一柄  
 六、御用金綱玉纏揉刀一柄  
 七、御用金綱新流揉刀一柄  
 八、御用金綱新流揉刀一柄  
 九、御用金綱蒲鞆九枚  
 十、御用金綱華鞆九枚  
 十一、御用金綱靴九枚  
 十二、御用金綱袴九枚  
 十三、御用金綱袴九枚  
 十四、御用金綱袴九枚  
 十五、御用金綱袴九枚  
 十六、御用金綱袴九枚  
 十七、御用金綱袴九枚  
 十八、御用金綱袴九枚  
 十九、御用金綱袴九枚  
 二十、御用金綱袴九枚

右六種軍番考と混る石  
 七、御用金綱七百六十雙  
 八、御用金綱七百六十雙  
 九、御用金綱七百六十雙  
 十、御用金綱七百六十雙  
 十一、御用金綱七百六十雙  
 十二、御用金綱七百六十雙  
 十三、御用金綱七百六十雙  
 十四、御用金綱七百六十雙  
 十五、御用金綱七百六十雙  
 十六、御用金綱七百六十雙  
 十七、御用金綱七百六十雙  
 十八、御用金綱七百六十雙  
 十九、御用金綱七百六十雙  
 二十、御用金綱七百六十雙

弘上

を纏る... 第七百六十八雙  
 靴九枚  
 袴九枚  
 袴九枚  
 袴九枚  
 袴九枚  
 袴九枚  
 袴九枚  
 袴九枚  
 袴九枚  
 袴九枚





言は送る其楯まへに楯漆の符を跨り九月十日日外宮を振飾り十五  
日御像を待しなれ内宮の振飾も同日うて御像待し十一月十日なり  
舟舩式 是れ舟遷宮も舟儀候しなる舟の御典なり

内宮三具外宮に具之を正宮相殿の料之此等和琴一面燈臺又其基と用  
由左祀代を造るふおありて後の具とも殿を二統抄り候

荒魂和魂并接奉の事

和魂荒魂は左記のせらりし中居の壽河を現御神止大八鳥國所  
知食頂大優根之天皇我御前々天神ヲ壽詞祿祿定奉田下略國史  
継く此例あり御立候ましまし天皇を世祖と申なりて此世にうはと人を  
今生内魂と云ふ日崩河の跡より築まて候和魂とは申なり延喜式は清  
を和魂と死せしごとく死て右渡の志ふれゆををそふり物よりて其河化よ  
づり其靈と出せしむり其恩化の民ををす小姑なく又死後より其を  
津ともり子孫の外に祀えしこれなりしとも天皇を津を受と申宮に  
天のの御祖なり其其余櫻も系津ともなる理なり内宮御式帳に王臣  
諸民の幣帛を進めしつは若敷と申を以て幣帛と進めし人とい流罪と  
進めし

勅勤等々のことまかしてこれの式より天皇親親の外に津宮も命るるの望  
持制たりあり昔も勅使の外伊勢高宮へ参りて参りて参りて参りて参り  
るりのにとも然神指切切同の王子も参りて参りて参りて参りて参り  
平治平家物渡りも伊勢の津へ参りて参りて参りて参りて参りて参り  
参りて参りて参りて参りて参りて参りて参りて参りて参りて参り  
ても参りて参りて参りて参りて参りて参りて参りて参りて参り  
まられども津國の風俗より自然と津の沖徳と慕ひ参りて参りて参り  
ゆかれり相こそを接奉とはいつれさる小海世の人に入はて参りて参り  
んぬ津の親の津も参りて参りて参りて参りて参りて参りて参り  
津礼をうけ給らんや却て給日其罪を参りて参りて参りて参りて参り

御遷宮

此式は天武天皇御位十一年九月十日勅定して二十二年遷り其後廿一年  
尚幼り其式年み参り九月と我月と一日時日日を参りて参りて参り  
後浪屋上候るるを内宮發音固い志はる相の城を  
御用材候しと心入るとまよりて九年参り成候たり此造管と掌る職と地  
内宮の後浪某外宮の根本某若に津宮を其其属後を二段三段にたらし  
此の代より若者一人に一人あり其式は小工三千六百人一役は九人  
遷中より若者一人に一人あり其式は小工三千六百人一役は九人

す又又二既三三人のこの内官方の或めて外官方の既三人既代三人小番七人右老  
九人内既職一かを園り内造管のつら内庭地と三ヶ年の同小工始終務をさる一册  
衣布の儀をさるけを殿の勤め既既工とさるのうさる此棟梁をさる代る若く既代  
されと既代も其樹をさる人物さるざん小工の内右老を棟梁とさる工術とさる之勤  
むら内用材の核教を幸長三十三天三十三天公命も依て信長本曾さる代出尾州備前  
内守附造管料教万石の大坂内用材より添たり此内用材を官中へ送入さるさる内  
市中ハ校造とさる一着干の用とさる内神境方よりさる壯親内官の二十珍川を裁  
のせせくさる官地引入るさるさる

本日御殿舎のす又内官より外官のさる一狭小の此内用材の御神室の内官のさ  
外官のさる一えより諸宗のさる外官のさる一内官のさるさる御神室の内官  
先より外官の後と御内官のさるの論古今らさるさるさる御神室の内官  
官より内官のさる自給の理さる一物さるさるの帝王二宮一宮と祀りせ給る  
勅使の宣命一紙を両宮より用い給ひ一社のな幣と稱さるも両宮をさる稱はて二十  
二社の教は両宮と分給るは皆神明也今やもこれ御神徳の優劣と意角のりの殿  
小人の流儀敵乃謂わさる一宮と祀りせ給る殿意遠親の罪さるさる

祭主家の事

方且浪殿と稱と大中后神祇の大捕今の後二位たり上右より両神宮の  
妻同入宣下の告知と掌り給ひ御安の主宰されぬ御官と稱さる御神

傳奏神宮を御代給る今神都の祭主殿を後とらる田地あり其不  
任給る一と云或大官の家を御職を勤り給ひ一と云あり一と云其謂と  
も云今も浪殿を御上列たり

神官家の事

此系を權官が重代を或の儀官家もつり内官の浪中川舟面世本  
佐八沢田園田七姓荒本園姓の外官方へ檜垣松本久志本佐久本川崎官後六  
姓度會姓たり共々遠祖の天兒屋根命より神系を継たり此家より両宮の各  
十人々補任せらるるを正眞の祿宜とらひ其餘も檢發さるる十人の長と一の祿宜  
又長官廳官もつり両宮の各一人たり二三位布のの後二位進めらるる二神宮は  
三位余の二位位以下の品あり長官率を後二位進めらるる二三位或は又六の座廻る付  
三より九の座廻る付を昇階して祿宜一人を加捕り二三位或は又六の座廻る付を  
夫より上の其位よりして其下の右のさる昇階も此職方より刀を帯び給ひ傳  
右法林の式とらるありて官川を弑と云はれ行川も二両宮も御家と兼く神政印  
めて御教候も御之長官が此の事を掌るを御神の職もつり

御爵家の事

此家御中より祀り給ひ神官家と名目さる荒本園度會二姓あり其正眞の祿  
は任に檢發宜し任り後又任り上二位進む今御密より代祖考に改ら  
るる一と云一と云良物忌の任り今十六家あり内官の御神調進り



横濱より北世の比其式も度と三守城守のた送りかきもを比及び  
たりを同家より得るその日の流は北也  
御師も御治刀師の器之師の師師連致師の師たり詔刀の宣言なり或は孫宣言  
守武神主佛詣の事

大永天文のころ内宮菟田長官荒本回も武律を其法を佛詣式とすなり  
上下の向を二人して附合連致といひるの教は定まりたりなり此長官揚吟の  
白も始りて其式佛宗祇へ書通あり一は此の事と下り定り給ふとの  
去る一と其後貞徳も再興してより佛詣の教規拒りたり世に  
勢佛詣と名ふるに彼子向を佛詣とせ給ふ守武連致の如くて致道も  
世も流布せる世中百首の狂歌俗語鄙言といふ毎白も世中の字を  
と百首とすなり奇なりとやう治浦田の某世も治浦とて此百首も  
書寫せり今遠くは延宝八年八月廿八日春之内原長次七十二歳に  
せりを比守保年中挿叙し一は画本とすなり又宝曆年中治浦田の  
彼西原を達しり不承りて其の詞友も其長次を發記して實に治浦の  
此るは好なりとの守武の末葉の人達るなり又記とすなり

阿漕浦の再考  
伴勢西宮の祭れより干鯛を以て御饗といはるを御幣鯛とゆふは鯛は

くも例とく尾張國智多郡篠原の津よりなりたなり其を御幣とす  
其餘の心負の宵三夜の翌日宿館より其魚と採り付り長官より幕二  
張を以て乾めたり一日ぬえはとたり或人の云はるに是を阿漕浦より  
りたり鯛は八十八夜のははるの海に流るるを九州よりとす鯛といふ  
されども海中喬く深抱みあり比國中一二を以て限りて集る兩宮を以て海  
多しとくともはるは浦を以て鯛の會とすなり此身教を傳へしは此に化  
を捕ふとす小宗に漁捕とる者もありて度りたりありれば難せらるるなり  
其たりといふもはるははるなり此を以てははるなり

ありは適當の流といふなり  
伴勢と云國屋の事

天平間には伴勢津表の津の國とす奥長抄川多と國を以て又十流とす又説は十  
珍の事とすは又十珍とす又伴風の伴勢又伴勢風とすは風といふ波のいせは  
おれたと何とす是なりとすは又伴風伴勢といふ風といふ波のいせは

鯛の事  
此魚は世に世にいへばはるはるなり大なりなり其を以て其名は更むるはるなり  
いはるなりはるはるなりはるはるなりはるはるなりはるはるなりはるはるなり  
説は鯛一名名を以てはるはるなりはるはるなりはるはるなりはるはるなりはるはるなり

も編みたり後世(王)と云ふと云ふに傳へし

日本紀神代天孫海宮持統の章に口女といふ魚の編みたりと云ふはハノウをチの持統

回祿の事

神都又史ある所も其に説人の勿論若くは史清人よむるまをまはるる中をくし

新名所致合の事

伏見帝の御宇永仁正安の法祭正安忠臣荒本田村の神人親門を繼ぐ新し  
神都の名をを説く和方八十首所説へり判若し若大絶言を世御田園に去仇の某  
か争かりしと云ふ一和謂橋本の里泉みの表若浪の里三津の濱お城の濱河邊  
の里若波の里大泊の橋園中の里園に九て十ヶ處之内園中三津河邊お城の  
にみちの親みまれく余にまれく説あるとも定りたりは中にも園は祿致とも  
説ありて傳へしに新名所致合と

三角柏

毎七月日雨宮風宮は柏流しの神ゆゑ其秋の吉山といふは此堂成りく  
流るなり其外非事は用ゆる多し其柏の葉は志及土貢物四元は傳へり献る  
柏をり同宮神田屋の祝ととも食物と此葉に色づく他圃にも民を回極終る日  
祝の食物は用ゆると云ふなり又補観集といふも此堂神田屋の葉は用ゆる

人を二つの柏とをまれし又押しあまり三津の柏と云ふは此堂の柏と云ふは  
流るなりと云ふは此堂の流るなりは此堂の柏と云ふは此堂の柏と云ふは  
明作勢の記にありし此古書古く書く概しりしむれども未だ今も書み  
遺るるはこれに備へし此柏の記にありし異日にも解しはし毎居通(處)  
又或は古く書く此堂に傳へし食物を其の葉は此堂の中にも柏の葉は此  
うしり用ゆる小豆と云ふ神武記は葉盤和名柏と云ふは又神田屋と云ふは流  
葉たり文室の帳と云ふ後世にきとひの録と云ふは此堂の葉は此堂の  
御ケに用ゆるケの食なり此葉を後世のキの聖徳太子の葉に用ゆるは此  
てのみ記かりしと云ふ余も余も傳へし

わがごとめ事

毎正月雨宮宮地の外より此がなり又を廊の神社の造り成り正月神の事あり  
其の伏見寺の樂に似て然るも此は此を執り其次第の神意なり一は今  
後樂が元神は附屬の樂人なり作勢三座の春月といふ山玉の日の  
花と云ふは神樂の曲家秘して傳ふる事今も然るは是は古神樂の事と  
る神樂の皆神の舞なりと云ふは此の神を我々に學ば  
記し之公庭彦家の記にありは此の神も用ゆると云ふは是も又傳の舞に











宇治遷都の社 聖光院の辨天此処見事之而神宮方の曾て

御政印の事 大宮司家と而神宮家にて御政印の初をうけ

たり大宮司家の石を齋衡二年内宮の天平八年外宮の貞観八年

より遷都せ給ひし一而神宮より奉同の教快く大宮司家及び長官

御政印と押て執せらるるの例あり外宮は御政印の御倉と

振出し赤土と云忍徳舟み加し調へるの例と云内宮はこれら

長題の事 毎六月初日を及國勝村より西宮を越て

之が今案察して惟るのみなり延喜式は御厨殿と云り

料は長三三余中一寸余其餘形も亦若くは

佛法の事 或曰佛勢の神あり僧尼の拜石あり

長と云い佛といひ他神社と異なり此編寺院を神社と並べ

なると佛園の衆多なるを神と云ふ人あり

佛を云ふは警教の事なり其餘も物多し

ものなりそれ貞観天皇の御時

佛のさうりてこれことと佛法の事

里後宮天皇の西宮は法樂舎を建

裏を致さすの敷敷よりて滝

二十二社の奉幣を真し終る大嘗會

より其の奉幣を真し終る大嘗會

らり佛を避給ふるの法あり

されば後宮天皇の御時

流例既し改めしと云や

改め給ひし神祇の衆多なる

流しよよと云る此世の習俗

非なりを悟り給ふもあ

ご却て其の習俗を神意

易の至尊今日も存在

たつたや此の國も我國

年百余世の天皇賢の

て愚かるるも

我が朝の梁武帝ありと御り教漢帝の道徳より山を以て婦人の孔別且  
思はば神ありしが同じく御り人の教保え平治の礼より王道衰へり  
山氏の源を流して保え大紀を書きしこと車論なり我が朝の佛家の  
流して聖武帝の再興なり源流して流して佛家方ふ云佛乃王乃中  
野にあり空海寂澄を大師弘基を菩薩とす弘基弘法傳教入唐の  
勞其徳も左る今公威み依り号の大師と仰るの勢の漸二百季を経て  
徳のありしれども今もや弘基の佛師ありて寺を建物を架るの工と菩薩  
として傳教弘法ありしことと云い地につは是等々佛道の王道を離れて  
うた調かりえり我が朝今流布せられ佛法といふもの釈る佛家の佛法は  
種運白のもの今も諸國の寺傍なる格式の叙法を叙ひ忠孝の行の宮院下  
廟不寺然に幾許と傳り公を弘基の標級みつめり地を以て衆人も又古佛の  
そのいふこと今も之の莊嚴に入料の存ををりて勢を弘基といふは佛  
といふ酒肉の肥を戒りて其の戒ををりて僧と作けり釈る羅漢今世あり  
佛といふは佛といふは佛といふは佛といふは佛といふは佛といふは佛  
神佛の混雜し其の其大原なる觀念も出されり下の若思を戒ひ防んず  
も及ぶる

入宋して禪宗の佛人これを弘く其の佛の人星雲の佛法と稱し後偈作をせり  
御り又源空其一と云と工夫一其の神と佛と傳りて其の親愛も其の  
てあるもこれれ變化をなすと云ふ月蓮彼と云て又一變と真とたれ  
るなるは書書義書をもりて其の理をんせんと云ふ西は又云  
顧る者ありて人其面のて其の其背りりのを捨れしと綱を張り日  
連りて弘法傳教の業の存外に流るの勞あり源空親愛の居る  
後世の人情を憂へこれと云はれり又換と云ふは風潭が華嚴と真と云  
智の道と云はれり世の人情を憂へ此の被三僧み及び今今奉給の  
佛法といふもの若王孔別の憂を憂へり舞曲の教なり其の懸けり  
あり又み益なり



御座り候へば各の地を以て其の當り御出さし向ふに  
おのゝろ名をいれよとて其の御出さし向ふに  
持たのいくまゝといはしむらむ御出さし向ふに  
ちのよのし伊豆の海の名をいれよとて其の御出さし向ふに  
成るる一ぬそ折をいれよとて其の御出さし向ふに  
濱おきしおかりしとて其の御出さし向ふに  
かくもなかりの歳するあふの御出さし向ふに  
なむとていふよとて其の御出さし向ふに  
けち免御出さし向ふに書愛のおのゝろは御出さし向ふに  
うらむとていふよとて其の御出さし向ふに  
みけとて既の御出さし向ふに御出さし向ふに  
とていふよとて其の御出さし向ふに

事一御出さし向ふにの御出さし向ふに  
そいろうとていふよとて其の御出さし向ふに  
すちの御出さし向ふに御出さし向ふに  
ようしとていふよとて其の御出さし向ふに  
は御出さし向ふに御出さし向ふに  
おとていふよとて其の御出さし向ふに  
おのれ又その御出さし向ふに御出さし向ふに  
まゝとていふよとて其の御出さし向ふに  
あゝんとていふよとて其の御出さし向ふに  
とすしとていふよとて其の御出さし向ふに  
この御出さし向ふに御出さし向ふに  
とていふよとて其の御出さし向ふに



たしなむやんきりも紙あいの  
ことおもひてはきりあはれ  
寛政九日

寛政九日  
閏七月

たしなむの海驢識

名所記総目録

浪華心齋橋通  
唐物町書林

河内屋大助梓行

平安秋里雜島輯

五畿内名所圖會 全部三冊

都名所圖會 全部六冊

大和名所圖會 全部七冊

和泉名所圖會 全部四冊

東海道名所圖會 全部六冊

本曾路名所圖會 全部七冊

伊勢路名所圖會 全部六冊

各圖社佛堂の傳記  
村里名賢英哲の経路を  
撰録をいけきり  
實小全備大成の去以下名所圖會

都拾遺名所圖會 全部五冊

河内名所圖會 全部六冊

撰録名所圖會 全部三冊

仁徳も別  
上仕  
伊勢路  
て

北陸東奥勝地真景

六四輩順拜圖會

全部十册

山城近江越前加賀越中越後信濃  
上野等八箇國 前篇五册  
武藏下総幸陸陸奥出羽下野相模  
甲斐駿河遠江參河尾張美濃後篇  
附録 伊勢大和河内攝津備後五册

山陰道名所圖會

全部七册 近刻

南海道名所圖會

全部世册

紀伊國名所圖會 全部五册

淡路 阿波 讃岐

同後集後篇 嗣出

伊豫 土佐 續刻

文中題詩諸名家寄合書

唐土名勝圖會

直隸省部 全部六册

此書ハ唐土名勝の圖を以て其の全圖を先き直隸省部  
師大内皇朝の御製也其の圖を以て其の全圖を先き直隸省部  
冷國を以て其の全圖を先き直隸省部  
唐土名勝の圖を以て其の全圖を先き直隸省部  
直隸省部を以て其の全圖を先き直隸省部

唐土訓蒙圖會

平住專安先生選 全部十五册

山城名勝志

全部二十二册

山州名勝志

全部二十二册

帝都雅景覽

文鳳山人畫 全部二册

系の系

全部二册 二面

都細見之圖

懐中折本一册

都名所之圖

懐中折本一册

花洛細見圖

折本十五册 懐中折本一册

出来初系之圖

全部七册

都茶時記 全部七册

京師覽 全部拾五册

都茶時記 全部七册

日本風土記 全部 八冊

增補  
新板  
大日本國花萬葉記 全部 七冊  
箱入 近刻

雅波丸綱目 全部 七冊

撰別名跡志 全部 六冊

泉州志 全部 六冊

長崎記行 此書志多先生  
及び記名不日法全一  
を考す

東國名勝志 全部 五冊

東記記行 全部 五冊

西國船政記 西國船中法法各五の系  
自毎年法法道の元  
より考す

都ねたの巻 全部 二冊

此書は二十余及の市唐塔市各一門各一門の  
神光主の姿身海陸の行記記法編海神社松園の  
旧法編記一在考す、水行記法名考考考考考考  
堂上考考考考考考考考考考考考考考考考考  
所用法法法法法法法法法法法法法法法法法  
大坂市中法場法大各法場法法法法法法法法  
商人法同法考考考考考考考考考考考考考考  
法名考考考考考考考考考考考考考考考考考  
法書考考考考考考考考考考考考考考考考考  
由法考考考考考考考考考考考考考考考考考  
國考考考考考考考考考考考考考考考考考

任吉名勝圖會 全部 五冊

勝地山水奇観 浪華旭江縮圖  
前後各四冊

撰津名所圖會 全部 十冊

東海乃又十二次社社佛園名所旧法記  
小考考考考考考考考考考考考考考考考考  
考考考考考考考考考考考考考考考考考考  
考考考考考考考考考考考考考考考考考考

雅波丸の巻 法法法法法法法法法法法法法法法法法  
法法法法法法法法法法法法法法法法法法  
法法法法法法法法法法法法法法法法法法

寛政九年丁巳五月

京都書林

大坂書林

菱屋孫兵衛

吉文字屋市左衛門

柏原屋與左衛門

河内屋太助

塩屋平助

勝尾屋六兵衛

塩屋忠兵衛



尾形